

第1章 計画の策定にあたって

1 はじめに

(1) 策定の背景

近年、若者の失業率の高止まりと非正規雇用の増大など、雇用に対する不安と経済的な不安感のほか結婚や家族に関する意識の変化などにより未婚化、晩婚化の傾向が進み、合計特殊出生率も人口を維持するのに必要な水準を下回ったまま推移しており、急速な少子化は重要な問題となっています。また、少子化が急速に進行する一方で高齢化が同時に進行することにより、経済成長の鈍化、税や社会保障における負担の増大、地域社会の活力低下など社会経済に深刻な影響を与えることが懸念されています。

次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定されて以来、大阪市においても、大阪市次世代育成支援行動計画（前期・後期計画）（平成17年度～平成26年度）を策定し、施策を推進してきました。また、ほぼ同時に制定された少子化社会対策基本法に基づき、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱として「少子化社会対策大綱」（平成16年）、その後「子ども・子育てビジョン」（平成22年）が閣議決定され、各般の取組が実施されてきました。さらに、平成19年には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、平成22年には新たな視点や取組を盛り込んだ内容に改定され、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会や、多様な働き方・生き方が選択できる社会などの実現に向けた取組が進められています。

平成24年8月には、特に子ども・子育ての分野について、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連三法が制定され、子ども・子育て支援新制度が創設されました。消費税を追加の恒久財源として確保し、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図るために、基礎自治体（市町村）が地域の実情に応じて主体的に実施していくとされています。また、平成25年に公表された「待機児童解消加速化プラン」においては保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消をめざすこととしています。

さらに、次世代育成支援対策推進法に基づく10年間の取組により、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が進むなどの効果がみられたものの少子化の流れが変わったとまでは言えないことから、法の有効期限を10年間延長する等の改正が行われ、次世代育成支援対策の取組を更に充実していくこととしています。

一方、青少年育成に関しては、こどもや若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有することもや若者の問題が深刻な状況にあることから、健やかな育成と社会生活を円滑に営むことができるよう、平成21年に子ども・若者育成支援推進法が制定され、必要な支援を進めるとしています。

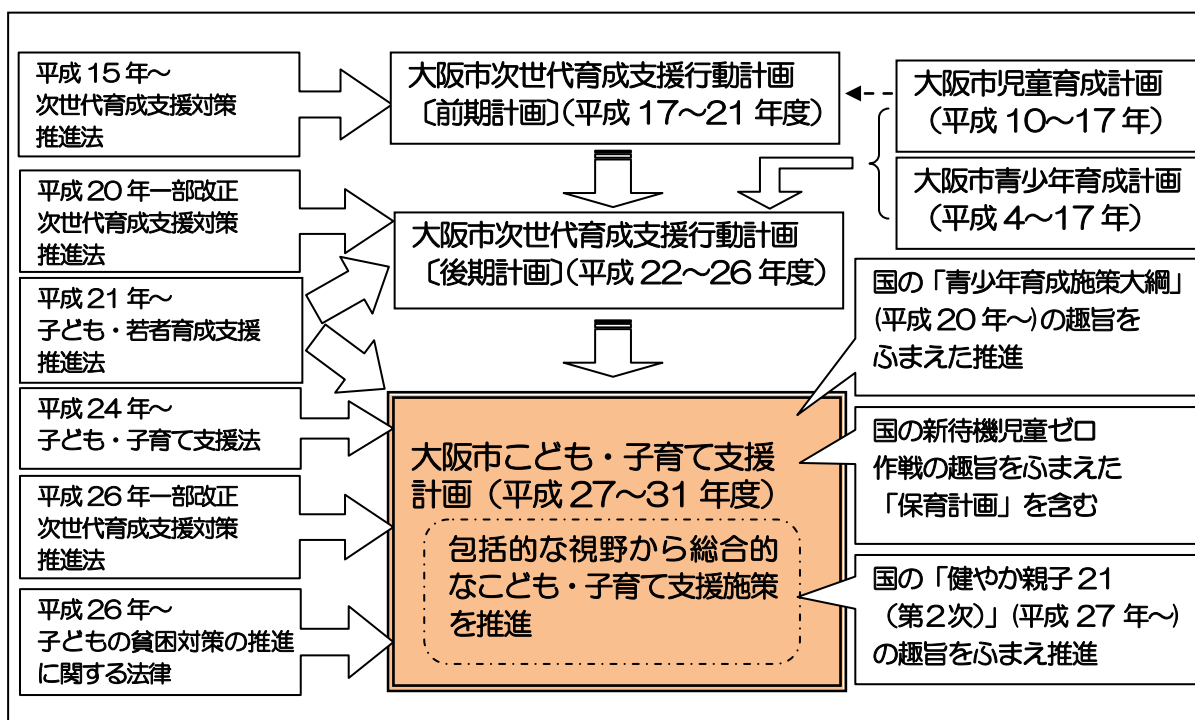
また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成25年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が公布されています。

(2) 計画の趣旨

本市では、これまで「大阪市次世代育成支援行動計画（後期計画）」に基づき、すべての子ども・青少年と子育て家庭を対象とした施策を進めてきました。平成26年4月にはこの計画策定の根拠となる「次世代育成支援対策推進法」が一部改正され、時限立法であった法律が平成37年3月まで10年間延長されるとともに、「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画の作成は任意化されています。

一方、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の充実を図るため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連三法が制定され、これらの法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。この法律のもとに、各市町村においては、各家庭の子ども・子育て支援にかかる現在の利用状況や利用希望を把握したうえで、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容を盛り込んだ「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成し、計画的に整備・実施することとされています。

本市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づく計画と「子ども・子育て支援法」に基づく計画を一体のものとして作成することとし、子育て世帯や若者を対象に実施したニーズ調査結果もふまえて、包括的な視野から総合的な子ども・子育て支援施策を推進していきます。



<本計画の根拠となる法の基本理念>

○子ども・子育て支援法

第2条（基本理念）

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

○次世代育成支援対策推進法

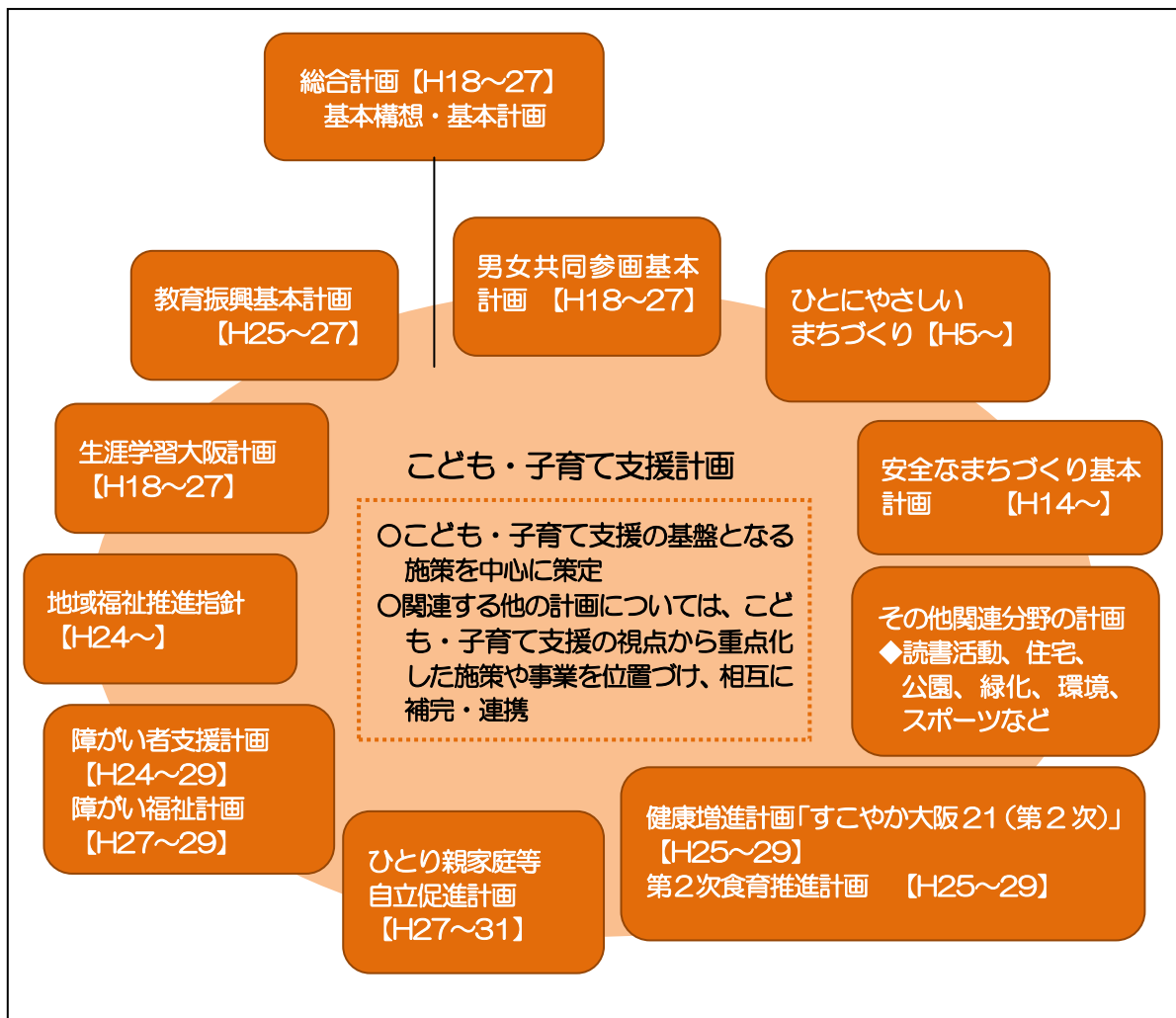
第3条（基本理念）

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（3）計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援の基盤となる施策を中心に策定しています。

関連する大阪市の他の計画に掲げる施策や事業については基本的に各計画を尊重することとし、これらと整合性を図りつつ、子ども・子育て支援の視点から重点化した施策や事業を本計画に位置づけています。本計画及び他の計画に基づく施策や事業の実施にあたっては、めざすべき方向を共有しながら相互に協力・連携し、全庁的・分野横断的な視野から効果的に推進します。



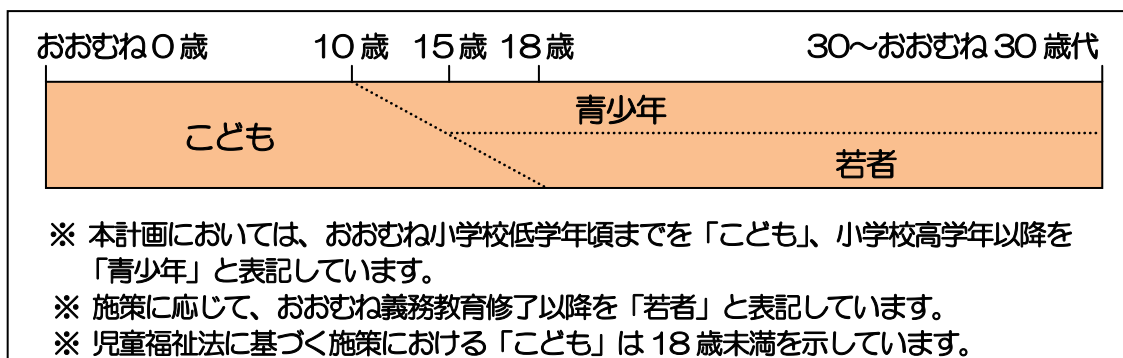
(4) 計画の期間

本計画は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間を対象期間としています。

(5) 計画の対象

本計画は、すべてのこども・青少年と子育て家庭を対象としています。

本計画において、こども・青少年とは、基本的におおむね0歳から30歳代までを範囲としており、発達過程の特性と連続性を重視した施策を推進します。

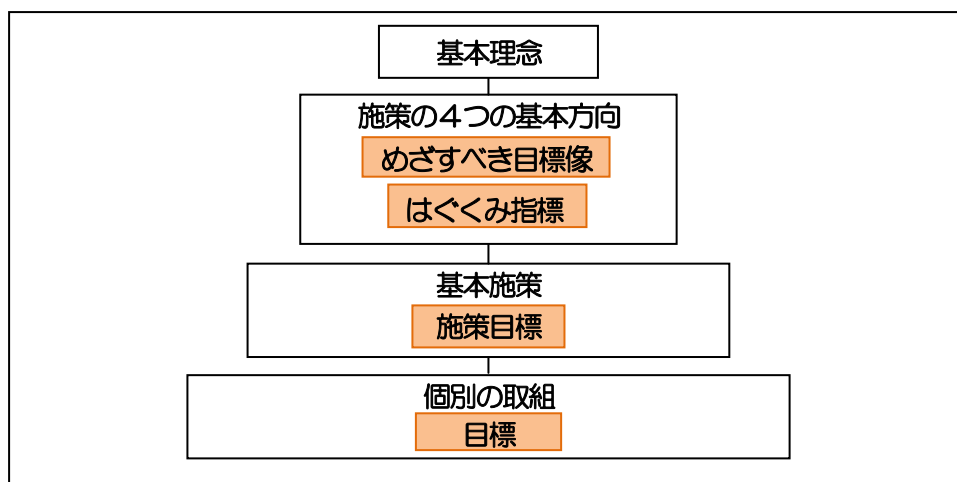


(6) 指標・目標の設定

本計画においては、基本理念の実現に向けて、施策を大きく4つの基本方向に分け、それぞれに「めざすべき目標像」とその達成状況をわかりやすく示す「はぐくみ指標」を設定しています。めざすべき目標像の達成に向け、施策の取組の方向を示す「施策目標」を設定し、施策目標の下に基本施策を位置づけています。

各基本施策に重点的・集中的に推進する取組を位置づけ、個別の取組ごとに数値で目標を表すことができる事業は本計画の最終年度である平成31年度を目途に達成をめざす「目標」を設定しています。とりわけ、教育・保育、及び地域子ども・子育て支援事業については、量の見込みに対応するよう提供区域と区分ごとに各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとします。

計画の推進にあたっては、これらの指標や目標の達成をめざし、利用者の視点を重視しながら、その進捗状況を把握・検証し、改善・充実を図ります。



(7) 社会全体でこども・子育て支援に取り組むうえでの計画の役割

こども・子育て支援は行政だけで進められるものではなく、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校園、企業、そして市民一人ひとりが、自ら行動し、共に力を出しあって連携、協力していくことが不可欠です。

こどもや青少年の健やかな成長を、社会全体で見守り、はぐくむ大阪市を実現するために、まず、個人や家庭で解決する「自助」、住民相互の助けあいの中で解決する「共助」、行政が取り組む「公助」という「補完性の原則」もふまえ、それぞれの主体が果たすべき役割を担いながら、バランス良く取組を進めていくことが重要です。

行政計画として策定する本計画は、社会全体で共有すべきこども・子育て支援の普遍的な理念を構想し、計画の基本理念として示しながら、それに基づき、「公助」として行政が担うべき取組を取りまとめるものです。さらに、市民や地域の主体的な「自助」や「共助」の活動を支援する取組も取りまとめています。

市民や地域の主体的な活動の一層の活性化と計画に基づく行政施策の着実な推進が両輪となって、大阪で暮らし、活動するすべての人の総合力が高まり、次代を担うこどもたちの健やかな成長を社会総がかりではぐくんでいくことをめざします。